

ねんきんコーナー

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

【令和2年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成22年度の月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年度の月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年度の月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年度の月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年度の月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

※平成30年、令和元年度はまだ加算が付きません。詳しくは、年金事務所までお問い合わせください。

有料広告

『自然にかえる。樹木葬』

お葬儀に関する
ご相談承ります

安心の永代供養

生前申込みOK

お気軽にHPや
フリーコールまで
お問合せください

宗旨・宗派不問

継承者不要

ドリーマーでは優良な樹木葬をご案内させていただきます

高知市内 5ヶ所

四万十市 1ヶ所

ドリーマー

検索

ドリーマー中村葬祭館

0120-129-432